

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業能力開発局長



### 雇用保険法施行令等の一部改正について

東日本大震災により著しい被害を受けた職業能力開発校等の施設の円滑な運営を確保するため、今般、雇用保険法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第126号）及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第58号）が本日付で公布・施行された（別添参照）。

改正の主な内容は、下記1及び2のとおりであり、また、この改正に伴い関係通達を下記3のとおり改正したので、了知されたい。

また、関係県にあっては、これらの運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

### 記

#### 1 雇用保険法施行令の一部改正関係

雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号。以下「施行令」という。）の一部を改正し、施行令附則第5条として、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、東日本大震災による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する平成23年度における職業能力開発校設備整備等補助金（職業能力開発校設備整備費等事業費）の適用について、国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げることとし、平成23年5月2日より施行することとする。

#### 2 雇用保険法施行規則の一部改正関係

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「施行規則」という。）の一部

を改正し、施行規則附則第17条の6として、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する平成23年度における職業能力開発校設備整備等補助金（認定職業訓練助成事業費）の適用について、国から県への補助率を1/2から3/4に、国の負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げることとし、平成23年5月2日より施行することとする。

### 3 関係通達の一部改正関係

1及び2を踏まえ、平成16年3月26日付け厚生労働省発能第0326003号「職業能力開発校設備整備等補助金（職業能力開発校設備整備費等事業費・認定職業訓練助成事業費・地域職業訓練センター設備整備等事業費）交付要綱について」別紙「職業能力開発校設備整備等補助金（職業能力開発校設備整備費等事業費・認定職業訓練助成事業費・地域職業訓練センター設備整備等事業費）交付要綱」を改正し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、東日本大震災による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成23年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1/2」とあるのは「2/3」とすることとした。

また、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の平成23年度の補助率については、別表中、「（施設費及び設備費）都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1/3」とあるのは「1/2」と、「（施設費及び設備費）上記以外」の項の補助率の欄中「1/2」とあるのは「3/4」とすることとした。

これらの改正は、平成23年5月2日より施行することとする。

(別添)

政令第二百二十六号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第五条 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の平成二十三年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地

震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号において同じ。）により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号、第五号及び第二項並びに第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（略）

附則第十五条の四から第十五条の八までを次のように改める。

第十五条の四

（略）

- 一 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所の事業主

（略）

附則第十七条の六を次のように改める。

(東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置)

第十七条の六 特定被災区域内において第二百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の平成二十三年度における適用については、同条柱書中「二分の一」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」と、附則第十五条の四第一項中「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」とあるのは「東日本大震災」とする。

(略)

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年七月一日から施行する。